

資料

令和2年11月30日開催
第8回美瑛町議会臨時会資料

○条例の一部改正

議案第1号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	-----	1～3
議案第2号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	-----	4～6
議案第3号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	7～9

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和2年10月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

○期末手当（特別職の職員の給与等に関する条例第2条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合の比較を基に0.05月分引下げ

4.50月分 ⇒ 4.45月分

区 分	施行年度	6 月 期	1 2 月 期
第 1 条	令和 2 年度 (公布の日から施行)	100 分の 225 (支給済み)	100 分の 220 (現行 100 分の 225)
第 2 条	令和 3 年度以降 (R3.4.1 施行)	100 分の 222.5 (現行 100 分の 225)	100 分の 222.5 (現行 100 分の 225)

3 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する町長等に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した町長等にあつては退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の225、<u>12月に支給する場合においては100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する町長等に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した町長等にあつては退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の225、<u>12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】 附則 【略】</p>

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する町長等に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した町長等にあつては退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する町長等に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した町長等にあつては退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の225</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和2年10月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

○期末手当（教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合の比較を基に0.05月分引下げ

4.50月分 ⇒ 4.45月分

区分	施行年度	6月期	12月期
第1条	令和2年度 (公布の日から施行)	100分の225 (支給済み)	100分の220 (現行100分の225)
第2条	令和3年度以降 (R3.4.1施行)	100分の222.5 (現行100分の225)	100分の222.5 (現行100分の225)

3 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

○美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した教育長にあっては、退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の225、<u>12月に支給する場合においては100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した教育長にあっては、退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の225、<u>12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】 附則 【略】</p>

○美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した教育長にあっては、退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （給与）</p> <p>第2条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した教育長にあっては、退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の225</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和2年10月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

人事院勧告における給与勧告に準拠した改正

○期末・勤勉手当（給与条例第19条関係）

民間の支給割合との較差を基に0.05月分引き下げる。

4.50月分 ⇒ 4.45月分（期末手当の支給月数に反映）

6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

区 分			6月期	12月期
第1条	令和 2年度	期末手当	100分の130 (支給済み)	100分の125 (現行100分の130)
		勤勉手当	100分の95 (支給済み)	100分の95 (改定なし)
第2条	令和 3年度 以降	期末手当	100分の127.5 (現行100分の130)	100分の127.5 (現行100分の130)
		勤勉手当	100分の95 (改定なし)	100分の95 (改定なし)

3 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第18条の5 【略】 （期末手当） 第19条 【略】 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、<u>12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 【略】 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 【略】 第19条の2～第25条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第18条の5 【略】 （期末手当） 第19条 【略】 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、<u>12月に支給する場合には100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 【略】 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 【略】 第19条の2～第25条 【略】 附 則 【略】</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第18条の5 【略】 （期末手当） 第19条 【略】 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 【略】 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 【略】 第19条の2～第25条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第18条の5 【略】 （期末手当） 第19条 【略】 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の130</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 【略】 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 【略】 第19条の2～第25条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
要旨

1 改正の要旨

令和2年10月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、議員の期末手当の改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

○期末手当（美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合の比較を基に0.05月分引下げ

4.50月分 ⇒ 4.45月分

区分	施行年度	6月期	12月期
第1条	令和2年度 (公布の日から施行)	100分の225 (支給済み)	100分の220 (現行100分の225)
第2条	令和3年度以降 (R3.4.1施行)	100分の222.5 (現行100分の225)	100分の222.5 (現行100分の225)

3 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

○美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 （期末手当） 第5条 【略】 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議会議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計に6月に支給する場合においては100分の225、<u>12月に支給する場合においては100分の220</u>を乗じて得た額とする。 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第4条 【略】 （期末手当） 第5条 【略】 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議会議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計に6月に支給する場合においては100分の225、<u>12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額とする。 附 則 【略】</p>

○美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

令和2年11月30日
第8回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 （期末手当） 第5条 【略】 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議会議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計に6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第4条 【略】 （期末手当） 第5条 【略】 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議会議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計に6月に支給する場合においては<u>100分の225</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。 附 則 【略】</p>